

宇治市監査委員公表第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 11 項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

令和元年 9 月 18 日

宇治市監査委員
森 真二
松岡 ゆかり
鳥居 進

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象

平成30年度政策経営部及び建設総括室の財務に関する事務の執行について

第3 監査の実施期間

令和元年6月4日から同年7月23日まで

第4 監査の概要

この監査は、政策経営部行政経営課、政策推進課、財務課及び建設総括室における事務事業のうち、主として平成30年4月1日から平成31年3月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査並びに実地調査を実施した。

第5 監査の結果

今回の監査は、次の項目について実施した。

- ふるさと応援寄附金収入状況（行政経営課）
- 報償費支出状況（行政経営課）
- 統計調査員報酬支出状況（政策推進課）
- 委託料支出状況（行政経営課、政策推進課）
- 公債費支出状況（財務課）
- 積立金支出状況（財務課）
- 備品管理状況（行政経営課、政策推進課、財務課）
- 負担金、補助及び交付金支出状況（建設総括室）
- 使用料及び賃借料支出状況（建設総括室）

監査の結果は、おおむね適正であった。今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

なお、事務処理を行うに当たっては、その事業の目的、意義、効果等を十分検証するとともに、事務事業が経済性・効率性・有効性の観点から適切に執行されるための内部統制が重要である。財務に関する事務の執行においても、根拠法令等に基づく事務処理が求められるとともに、効率的かつ適正な事務処理が実現できるように、事務手続の根拠となる規則や規程等を点検し、また、事務処理マニュアルを作成し、不断の見直しに努めるなど、前例踏襲によらず、常に工夫や改善をすることが求められている。

今後とも、監督者の主導の下、適宜職場会議を開催するなどして、職員一人ひとりが常に問題意識を持ち、それぞれの業務に創意工夫と改善を図る職場風土

の醸成に努め、市民の信頼に応えるよう要望する。

記

1 行政経営課

(1) ふるさと応援寄附金収入状況について
特になし。

(2) 報償費支出状況について
特になし。平成 28 年度の前回定期監査において、支出負担行為の遅れが見受けられると指摘した点については、今回は見受けられなかった。

(3) 委託料支出状況について
特になし。前回定期監査において、支出負担行為の遅れが見受けられると指摘した点については、今回は見受けられなかった。

(4) 備品管理状況について
特になし。

2 政策推進課

(1) 統計調査員報酬支出状況について
特になし。

(2) 委託料支出状況について
特になし。

(3) 備品管理状況について
特になし。

3 財務課

(1) 公債費支出状況について
特になし。

(2) 積立金支出状況について
特になし。

(3) 備品管理状況について

特になし。

4 建設総括室

- (1) 負担金、補助及び交付金支出状況について
特になし。

- (2) 使用料及び賃借料支出状況について
特になし。